

「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」

(1) 趣 旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チーム(以下合同チームという)で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(2) 条 件

合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。

合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。

合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。

個人種目のない以下の競技(7競技)に限る。

バスケットボール(5)、サッカー(11)、バレーボール(6)、ハンドボール(7)、軟式野球(9)、ソフトボール(9)、アイスホッケー(11)

但し、()内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

チーム名は校名連記とする。

参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。

合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員(部活動指導員は含まない)による代表引率・監督を認める。

上記の実施にあたり、

- (1)各都道府県中体連においては、合同チーム全国中学校体育大会参加の趣旨をふまえ、参加状況を十分に把握しておく。
- (2)実施していく過程で生じる問題については、各都道府県中体連の実態に応じて、趣旨をふまえて対処するとともに、(公財)日本中体連とともに検討していく。
- (3)部活動指導員は依頼監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。

例：A校の引率・監督 教員

B校の引率・監督 部活動指導員

A校の教員は代表引率・監督になることができるので、B校の部活動指導員が大会に引率・監督として来られなくてもよい。逆は認めない。

- (4)部活動指導員として複数校に勤務する場合、中学校体育連盟が主催する大会で引率・監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する都道府県中学校体育連盟に報告する。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。